

基幹産業化に向けた航空ビジネス戦略に関する関係省庁会議の開催について

平成27年3月12日
関係省庁申合せ
平成27年12月11日
一部改正

1. 産業基盤が十分といえない状況にある航空産業に対して、しっかりとした支援体制の構築を関係省庁が連携して行うため、基幹産業化に向けた航空ビジネス戦略に関する関係省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
総務省総合通信基盤局長
外務省経済局長
文部科学省研究開発局長
経済産業省製造産業局長
国土交通省航空局長
防衛装備庁長官官房審議官
3. 会議の庶務は、経済産業省その他の関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。